

2011年7月14日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年7月1日付けで諮問（第481号）された住民基本台帳に関すること
に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知
の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

そこで、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について神奈川県幸警察署刑事課に問い合わせを行なった。

(ア) 照会の内容について

「ア 目的外提供の必要性」にあるように、本件照会の被疑者の顔写真が入手できないことから、「捜査内容の詳細については回答できないが、当課において、覚醒剤、大麻等の薬物犯罪の被疑者として、照会対象者を捜査中である。照会対象者の捜査を行うにあたり、本人を確定する資料として①住民基本台帳カード発行の有無、②取得年月日、③取得時の住所、④氏名、⑤生年月日、⑥電話番号、⑦住民基本台帳カード貼付の顔写真を明らかにするため、住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写し等が必要である。」とのことであった。

したがって、本件照会は、捜査関係事項照会書のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、捜査の迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

神奈川県幸警察署はこれまでの捜査で、照会対象者が免許証・パスポート・タスポ等の顔写真入りの証明書を取得したか等を調査したが、照会対象者は取得をしておらず、照会対象者がどのような顔をしているのかが判明していない。そのため、捜査上顔写真を入手する必要があるということから、今回の案件である住民基本台帳カード交付・再交付申請書によってしか顔写真及びその当時の関連情報が入手出来ないため、照会書を送付してきたものである。

また、本件照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする神奈川県幸警察署司法警察員から行われているものであり、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、本件照会そのものの正当性、及び公益性は認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

ウ 目的外に提供する個人情報

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民基本台帳カードの交付を受ける際に提出する申請書等に記載されている内容である。

(ア) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書

電話番号、生年月日、顔写真

(イ) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写しに付随するその他関係書類

回答書（文書照会による本人確認方法。本人宛に照会書を送付し、必要

事項を記入した回答書と健康保険証等を持参することで本人確認を行う。)

取得年月日，取得時の住所，氏名

(ウ) 発行事実の有無

エ 目的外提供の相手方

神奈川県幸警察署司法警察員

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書(写し)

イ 住民基本台帳カード交付・再交付申請書，回答書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県幸警察署司法警察員によって行われるものであり，本件照会の具体的な必要性については，「捜査内容の詳細については回答できないが，当課において，覚醒剤，大麻等の薬物犯罪の被疑者として，照会対象者を捜査中である。捜査を行うにあたり，照会対象者の顔写真が入手できないことから，本人を確定する資料として，①住民基本台帳カード発行の有無，②取得年月日，③取得時の住所，④氏名，⑤生年月日，⑥電話番号，⑦住民基本台帳カード貼付の顔写真を明らかにするため，住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写し等が必要である。」とのことである。

また，実施機関では，照会対象者が免許証・パスポート・タスポ等の顔写真入りの証明書を取得しておらず，住民基本台帳カード交付・再交付申請書によってしか顔写真及びその当時の関連情報が入手出来ないものであり，捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上